

香川県社会福祉法人経営青年会運営要綱

(名 称)

第1条 この会は、香川県社会福祉法人経営青年会(以下、「本会」という。)と称し、
香川県社会福祉法人経営者協議会(以下、「県経営協」という。)の内部組織とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、香川県社会福祉協議会内におく。

(目 的)

第3条 本会は、青年経営者等の資質向上のため、社会福祉施設の経営に関する研究、
および研修等を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、下記事業を行う。

- 一、会員の資質向上のための研修
- 二、社会福祉法人・施設における経営、財務、労務等諸問題に関する研究
- 三、会員相互の情報交換、研鑽、交流
- 四、県経営協の事業への協力
- 五、その他、目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、県内の全国社会福祉法人経営者協議会・全国社会福祉法人経営
青年会の会員をもって構成するものとする。

2. 会員は満50歳に達した年度末をもってその資格を失う。

(会 費)

第6条 この会の会費は次のとおりとする。

- (1)会員 年額 20,000円
- (2)賛助会員 年額 1口 10,000円

(入 会)

第7条 本会への入会は、所属法人の理事長の推薦を得た者について、本会理事会が承
認するものとする。

(退 会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書
をもって、その旨を届け出なければならない。

(除 名)

第9条 会員が会員たる義務、および全国社会福祉法人経営者協議会「倫理綱領」に
反し名誉を毀損したときは、理事会の議決を経て除名することができる。

(役 員)

第10条 本会には次の役員をおき、会長および副会長は理事会において選任する。理事
および監事は種別・地域に配慮し、県内各ブロックから総会において選出する。

- ・会長 1名
- ・副会長 3名
- ・理事 若干名
- ・監事 2名

2. 会長は、本会の設置趣旨に基づき、会務全般を掌握する。

3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

4. 監事は、本会の事業ならびに会計を監査し、理事会に報告する。

(任 期)

第11条 役員、相談役の任期は、県経営協役員に準ずるものとする。

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会とし、次の事項を議決する。

- 一、事業計画および予算に関する事項
- 二、事業報告および決算に関する事項
- 三、規定の制定および改廃に関する事項
- 四、その他、会長が附議した事項

- 2. 会議は毎年1回以上必要に応じ、会長がこれを招集する。
- 3. 会議の議長は、会長がこれにあたり、過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。
- 4. 会議の議事は、特段の定めがある場合を除くほか出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5. 会議に出席できない場合において、あらかじめ書面をもって、会議に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

(賛助会員)

第13条 本会の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人は、理事会の決定により賛助会員として入会することができる。ただし、会費を納入しない時は退会となる。

- 2. 賛助会員を希望するものは、所定の申込書を理事会に提出する。
- 3. 賛助会員は、本会のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および選挙権ならびに被選挙権を有しない。

(相談役)

第14条 本会には、相談役をおく。

- 2. 相談役は、県経営協会長から推薦された2名をもってあてる。

(県経営協会長及び県社会福祉法人経営青年会前会長)

(経 費)

第15条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(県経営協との連携)

第16条 県経営協との連携を確保するため、本会の事業計画、予算書等所要の事項については、県経営協と協議し、調整を図るものとする。

(附 則)

- 1. 本要綱は、平成8年9月30日より施行する。
- 2. 本要綱第10条の規定にかかわらず、設立当初の役員の任期は、平成9年3月31日までとする。
- 3. 本要綱は平成13年4月3日より施行する。
- 4. 本要綱は平成16年4月1日より施行する。(一部改正)
- 5. 本要綱は平成17年6月10日より施行する。(一部改正)
- 6. 本要綱は平成21年4月1日より施行する。(一部改正)
- 7. 本要綱は平成23年3月23日より施行する。(一部改正)
- 8. 本要綱は平成25年4月1日より施行する。ただし、第1条中、香川県社会福祉法人経営者協議会の名称については、平成25年5月17日より改正する。

(一部改正)